

公立大学法人周南公立大学広報誌作成業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の背景と目的

周南公立大学(以下「本学」という。)は令和4年4月に公立大学として新たに開学した地域貢献型大学である。本学の広報誌は令和4年7月より発行しており、本学の活動を広く情報発信するとともに地域の一般・企業の方、本学のあらゆるステークホルダーの方に理解を深めていただくために作成するものである。

2 業務概要

(1)業務名

公立大学法人周南公立大学広報誌作成業務委託

(2)業務内容

周南公立大学の広報誌作成(年3回発行)

(3)業務期間

本業務については、契約締結日の翌日から、令和9年3月31日までとする

(4)業務場所

周南公立大学(山口県周南市学園台 843-4-2)、他

(5)業務に要する費用(提案上限額)

金1,700,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

費用は年3回発行するための企画、制作、印刷に係るすべてを含んだ金額とする。なお、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式

公募型

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

- | | |
|-----------------|---|
| ① 本プロポーザル実施公告 | 令和7年4月11日(金) |
| ② 実施要領等に関する質問受付 | 令和7年4月11日(金)～令和7年4月18日(金)
土、日、祝を除く各日10時から17時まで |
| ③ 実施要領等に関する質問回答 | 質問受付以降随時(最終は4月22日) |
| ④ 参加表明書の提出期限 | 令和7年4月21日(月)17時必着 |
| ⑤ 参加資格確認結果の通知 | 令和7年4月22日(火)電子メール及び郵送 |
| ⑥ 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月9日(金)12時必着 |
| ⑦ 審査会 | 令和7年5月15日(木) |
| ⑧ 審査選定結果 | 令和7年5月16日(金)電子メール及び郵送 |

5 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

- (1) 公立大学法人周南公立大学契約事務に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けていない者、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、周南市から指名停止の措置を受けていない者、又は受けることが明らかでない者
- (4) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始がなされていない者
- (7) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成 24 年周南市要綱第 37 号)別表各号に掲げる措置要件に該当しない者

6 参加手続

(1)実施要領及び仕様書等の確認

① 公告日

令和 7 年 4 月 11 日(金)

② 公告方法

本学公式ウェブサイト

① 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の本学公式ウェブサイトからダウンロードすること。URL：<https://www.shunan-u.ac.jp/category/pickup/>

(2)本プロポーザルに係る説明会

実施しない

(3)参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び公立大学法人周南公立大学契約事務取扱規程(令和 4 年規程第 14 - 4 号)等を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書(様式 1) 1 部

イ 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。) 1 部

② 提出期限

令和 7 年 4 月 21 日(月)17 時必着

③ 提出場所

公立大学法人周南公立大学経営企画部経営企画課 広報室
〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2 本館 3F

④ 提出方法

郵送又は持参すること。

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により参加表明書が提出先に到達しなかったことによる異議の申立てはできないものとする。なお、参加表明書の提出者が1事業者の場合、本プロポーザルは成立しないものとする。

⑤ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和7年4月22日(火)に参加資格確認結果通知書を電子メール及び郵便で送付する。

7 質問の受付及び回答

(1)質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式2)によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2)受付期間

令和7年4月21日(月)までの各日10時～17時とする(ただし、土、日、祝は除く)。

(3)提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

公立大学法人周南公立大学 経営企画部 経営企画課 広報室
電話 0834-28-6880
E-mail koho@shunan-u.ac.jp

(4)回答方法

参加表明書に記載の各担当者宛 E-mail により回答する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

①から③の順に並べて綴じ、通しページ番号を付した上で各6部、④については1枚提出すること。

- ① 企画提案書表紙(様式3)
- ② 企画デザイン案、企画提案説明書等の提案書(任意様式)
- ③ 価格提案、参考提案の提案書
- ④ ①②③のデータ一式を登録した CD-R

(2)提出期限

令和7年5月9日(金)12時必着

(3)提出場所

公立大学法人周南公立大学 経営企画部 経営企画課 広報室
〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2 本館 3F

(4)提出方法

郵送または持参すること。

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付すること。郵送事故等により企画提案書等が提出先に到達しなかったことによる異議の申立てはできないものとする。なお、企画提案書等の提出者が1事業者の場合、本プロポーザルは成立しないものとする。

9 評価の手続き及び受託候補者の選定

事業者から提出された企画提案書等を公立大学法人周南公立大学広報誌作成業務委託プロポーザル評価委員会が審査を実施し、総得点で最も優れた事業者を受託候補者に選定する。審査は本学で実施することとし、オンラインの参加も可とする。

(1)審査日程等

審査会	令和7年5月15日(木)
審査選定結果	令和7年5月16日(金) 電子メール及び郵送で審査会の参加者に通知する。

(2)受託候補者の選定

① 評価委員会の設置

企画提案書等の評価は、本学が設置する「公立大学法人周南公立大学広報誌業務委託プロポーザル評価委員会」が実施する。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容(プレゼンテーション・ヒアリング内容含む。)及び価格提案等を評価基準に基づき総合的に評価する。

③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が10(2)に定める最低基準点を超えた事業者のうち最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定し、次に合格点の高い事業者を次点者とする。なお、同点の場合は、本実施要領10(3)により受託候補者を決定する。

④ 最低基準点の設定

各評価者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和7年5月16日(金)以降(予定)、本学公式ウェブサイトで公表を行う。

【選定結果の公表事項】

ア 選定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称(50 音順)

ウ 参加者の評価点(点数順)

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。また、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書」を電子メール及び郵便で送付する。なお、選定結果等についての異議申立ては一切受け付けない。

10 審査の評価基準及び配点

(1) 評価は、公立大学法人周南公立大学広報誌作成業務委託プロポーザル評価委員会で行う。

評価方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーション・ヒアリング内容についてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。

(2) 評価委員 1 人当たり 100 点満点で、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、出席している各評価委員の人数掛ける 60 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。

(3) 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

① (7)提案点評価基準「2. コンテンツに関する提案について」の点数が高い者を受託候補者とする。

② ①においてもなお同点の場合は、(7)提案点評価基準「2. コンテンツに関する提案について」と評価の視点「1. 広報誌のコンセプトについて」の点数の合計が高い者を受託候補者とする。

③ ②においてもなお同点の場合は、トータルの見積書の金額が低い者を受託候補者とする。最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

(4) 本業務の提案点及び価格点の算出については、仕様書及び下記評価基準に基づき次のとおり行うこととする。

① 各提案について、評価基準に記載している基本要件を満たしているかを判断し、具体的かつ評価できる場合については、その提案に応じ配点に沿った評価点数を付与する。

② 仕様書及び評価基準に記載されていない提案については、本業務の必要度及び重要度に照らし、必要の範囲を超えているものについては評価対象としない。

提案点及び価格点の配分については、点数は 100 点満点とし、得点配分については提案点を 90 点、価格点を 10 点とする。

提案点	90点
価格点	10点

(7)提案点評価基準

No.	提案項目	要求要件	評価点数	配点
1	広報誌のコンセプトについて	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のコンセプトは、本学の基本理念に合致しているか。 ・地域貢献大学としての情報発信・コンテンツの強化に対する工夫が見られるか。 	S：評価基準を大幅に上回る (20点) A：評価基準を上回る (16点) B：評価基準を満たしている (12点) C：評価基準を下回る (8点) D：評価基準を大幅に下回る (4点)	20
2	コンテンツに関する提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の魅力を理解したうえで、伝えるべきコンテンツを提案できているか。 ・広報誌のターゲットを理解し、本学のブランド力向上に向けた効果的な訴求ができているか。 	S：評価基準を大幅に上回る (20点) A：評価基準を上回る (16点) B：評価基準を満たしている (12点) C：評価基準を下回る (8点) D：評価基準を大幅に下回る (4点)	20
3	デザインについて	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、レイアウト等は、洗練されたもので、本学のイメージにふさわしいものであるか。 ・ターゲットを意識してわかりやすく伝える工夫が見られるか。 	S：評価基準を大幅に上回る (20点) A：評価基準を上回る (16点) B：評価基準を満たしている (12点) C：評価基準を下回る (8点) D：評価基準を大幅に下回る (4点)	20
4	図・イラストの活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・写真や図、イラスト等を活用して、本学の魅力を視覚的に伝える工夫が見られるか。 ・写真撮影やイラスト作成等の体制は整っているか。 	S：評価基準を大幅に上回る (20点) A：評価基準を上回る (16点) B：評価基準を満たしている (12点) C：評価基準を下回る (8点) D：評価基準を大幅に下回る (4点)	20
5	実施体制等について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進め方、スケジュールは適切であるか。 ・各業務を遂行するために十分な人員が確保されているか。 ・本学と受託者の役割分担が明示されており、本学の負担軽減に配慮された提案であるか。 	S：評価基準を大幅に上回る (10点) A：評価基準を上回る (8点) B：評価基準を満たしている (6点) C：評価基準を下回る (4点) D：評価基準を大幅に下回る (2点)	10
6	見積もりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の範囲内で、合理的かつ経費節減を意識した金額であるか。 ・内訳が明示されており、適切な金額であるか。 	S：評価基準を大幅に上回る (10点) A：評価基準を上回る (8点) B：評価基準を満たしている (6点) C：評価基準を下回る (4点) D：評価基準を大幅に下回る (2点)	10

11 契約(受託候補者選定後)

(1)提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2)契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、公立大学法人周南公立大学契約事務取扱規程(令和 4 年規程第 14-4 号)に基づき本業務に係る本学予算の配当決定後契約を締結することとする。なお、本実施要領 12(1)などにより受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行うものとする。

12 留意事項

(1)失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 提出書類が、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等本実施要領で示された条件に適合しない場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 審査会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 提案価格が本実施要領 2 (5)に示した提案上限額を超える場合
- ⑦ 公告及び本実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2)その他の留意事項

- ① 企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本法人に請求することはできないものとする。
- ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
 - ⑤ 提出された参加表明書及び企画提案書等の返却は行わない。
 - ⑥ 提出期限後における参加表明書及び企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本学からの指示があった場合を除く)。
- ④ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式 4)により、12 に記載の担当部局へ届け出ること。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、本学が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)できるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成 16 年周南市条例第 36 号)及び公立大学法人周南公立大学が管理する公文書の開示に関する規程(令和 4 年規程第 6-4 号)に基づき公開することがある。

- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本学はいかなる責任も負うことはないものとする。

13 担当部局（書類の提出先・問い合わせ先）

所在地 〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2

担当部署 公立大学法人周南公立大学 経営企画部経営企画課 広報室

電話番号 0834-28-6880

FAX 0834-28-8790

E-mail koho@shunan-u.ac.jp